

<h1>静岡市報</h1>	No. 157
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

告 示

- 地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定め
た告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第
8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・ 6
- 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づ
き市長が定める額を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

＜本号で登載された条例のあらまし＞

- ◇ 静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
(平成28年静岡市条例第79号)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の屋内避難階段の付室の規定について、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年4月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第79号

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第2号の表中「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に、「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

告 示

静岡市告示第383号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成28年4月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

静岡市立芹沢銈介美術館使用料及び静岡市立登呂博物館観覧料（共通観覧券に係るものに限る。）の徴収事務	株式会社サン代表取締役
静岡音楽館使用料の徴収事務	公益財団法人静岡市文化振興財団理事 長
静岡市民文化会館使用料の徴収事務	公益財団法人静岡市文化振興財団理事 長

を

」

「

静岡市立芹沢銈介美術館使用料及び静岡市立登呂博物館観覧料（共通観覧券に係るものに限る。）の徴収事務	株式会社サン代表取締役
---	-------------

に、

」

「

静岡市静岡中央子育て支援センター及び 静岡市清水中央子育て支援センター一時 保育室使用料の徴収事務	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会会 長
静岡市桜の園（身体障害者福祉施設）使用 料の徴収事務	社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡 県済生会支部長

を

」

「

静岡市静岡中央子育て支援センター及び 静岡市清水中央子育て支援センター一時 保育室使用料の徴収事務	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会会 長
---	------------------------

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成28年5月1日から施行する。ただし、静岡音楽館使用料の徴収事務の項及び静岡市民文化会館使用料の徴収事務の項を削る改正規定は、平成28年5月3日から施行する。

静岡市告示第384号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示（平成15年静岡市告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年5月2日

静岡市長 田 辺 信 宏

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,688円	13,207円
20歳以上25歳未満	5,173円	13,207円
25歳以上30歳未満	5,721円	13,589円
30歳以上35歳未満	6,139円	16,312円
35歳以上40歳未満	6,571円	18,803円
40歳以上45歳未満	6,750円	21,355円
45歳以上50歳未満	6,865円	23,924円
50歳以上55歳未満	6,738円	25,214円
55歳以上60歳未満	6,057円	24,747円
60歳以上65歳未満	4,916円	19,935円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,579円
70歳以上	3,930円	13,207円

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる

補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

静岡市告示第385号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示（平成15年静岡市告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成28年5月2日

静岡市長 田 辺 信 宏

本則の表常時介護を要する状態の項中「104,570円」を「104,950円」に、「56,790円」を「57,030円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,290円」を「52,480円」に、「28,400円」を「28,520円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。